



公益財団法人

東京タクシーセンター



TOKYO TAXI CENTER

東京タクシーセンター設立から現在までの歩み

昭和40年当時、大都市におけるタクシー需要の増大に対し、タクシー運転者の確保難からくる供給不足は、乗車拒否などの違法行為の多発とサービス低下を招くなど社会的問題となりました。

行政当局や関係者の様々な改善策や努力が試みられましたが、最終的な手段として登録制によって運転者を単なる企業内の存在から行政対象とし、また、運転者の教育指導等、個々の会社まかせであったものを、公正中立の第三者機関がタクシー営業適正化の一端を受け持つというもので、昭和44年センターが設立され翌年に施行されたタクシー業務適正化臨時措置法(平成14年にタクシー業務適正化特別措置法)により登録実施機関、適正化事業実施機関、地理試験事務代行機関として指定を受けました。

平成20年6月14日には、タクシー業務適正化特別措置法の改正実施に伴い、関東運輸局長の認定講習実施機関として認定を受け、新規講習、命令講習を開始するとともに、タクシー運転者登録ネットワークシステムの運用を始めました。

また、新たな公益法人制度のもと、センターの実施している事業は、新制度における公益目的事業と位置付けて、平成23年11月30日公益財団法人への移行認定の申請を行い、平成24年3月23日東京都知事より公益財団法人として認定を受け、平成24年4月1日をもって公益財団法人 東京タクシーセンターに移行いたしました。

主 な 業 務

- 登 録 事 務 : 運転者の登録、運転者証・事業者乗務証の交付など
- 適 正 化 事 業 : 運転者の関係法令違反の防止・是正のための指導
運転者に対する研修
苦情・要望の受付・処理
タクシー乗り場などの設置・運営
- 試 験 事 務 : 輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験

名 称	公益財団法人東京タクシーセンター
所 在 地	東京都江東区南砂七丁目3番3号
代 表 者	会 長 渡 辺 佳 英
基 本 財 産	2,000万円
設 立	昭和44年12月24日
実 施 機 関 の 指 定 (登 録)	昭和45年 8月 1日 指定登録機関 適正化事業実施機関 地理試験事務代行機関 平成20年 6月14日 認定講習実施機関 平成20年11月28日 登録実施機関

○このリーフレットは令和6年7月1日現在で作製しました。



主な業務のご紹介

東京タクシーセンターは、タクシー業務適正化特別措置法に基づいて、登録実施機関、適正化事業実施機関及び試験事務の代行機関として国土交通大臣の指定（登録）を受け、公正中立な立場でタクシー業務の適正化と運送の安全性及び利用者の利便性向上を目的とした業務を行っています。

登録事務

東京特定指定地域（東京23区、武蔵野市、三鷹市）の法人タクシー運転者は、タクシー業務適正化特別措置法によって運転者登録することが定められており、法人タクシー運転者は運転者証を、個人タクシー事業者は事業者乗務証を、それぞれ車内に表示しなければ営業できません。

タクシーセンターは登録実施機関として関東運輸局長の登録を受け登録事務を行っており、運転者に運転者証・事業者乗務証を交付しています。

指導業務

運送の引受けの拒絶など利用者利便を阻害する違法行為の防止・是正など、タクシー営業の適正化を図ることを目的とした街頭指導を行っています。

このほか、法人事業者、個人事業者団体などを巡回して運転者を対象に利用者利便の向上と輸送の安全性及び資質の向上を図るための講習会を実施するとともに、管理者などを対象に運転者教育の徹底を図るための講習会などを開催しています。

タクシー乗り場施設業務

優良タクシー乗り場、EV・HVタクシー乗り場、タクシーシェルターなど乗り場の設置及び運営バリアフリー化など利便性・機能性の向上を図り、すべての方が利用しやすい識別しやすい乗り場関連施設の整備に努めています。

苦情及び調査業務

タクシー利用者から寄せられる苦情・要望については、電話及びインターネットホームページにて受付し、適切かつ迅速な対応・処理に努めています。

受付専用電話 03-3648-0300

月曜日～金曜日の午前9時から午後5時までの受付となります。

（祝日、12月29日から1月3日を除く）

インターネットホームページ

利用者・運転者・事業者に最新の情報を提供するとともに、タクシーセンターの業務内容の紹介、苦情・要望の受付を行っています。

ホームページアドレス
<https://www.tokyo-tc.or.jp/>





運転者証(法人タクシー)



事業者乗務証(個人タクシー)

運転者証・事業者乗務証の交付

指導業務



街頭指導

運送の引受けの拒絶等の違法行為の防止及び是正を図るため、指導員により広範囲なパトロールを実施しています。

違法行為の発生状況を把握し、必要に応じて問題発生地区に絞り込んだ重点配置を行い、合理的かつ効果的な街頭指導を推進して利用者利便の確保に努めています。



巡回指導

要請があった法人事業者・個人事業者団体を巡回し、営業に必要な情報の提供や指導・苦情事例の紹介など適正営業の推進を図るための運転者教育を行っています。



羽田空港タクシーコントロールセンター

羽田空港国内線では、タクシー待機所に入構するタクシーをLED表示器等により、第1・第2旅客ターミナルのタクシー乗り場に配車を行い、円滑な乗り場運営に努めています。



優良タクシー乗り場

優良タクシー乗り場とは、安全・サービスの両面において一定の評価を受けた運転者・事業者が入構するタクシー乗り場です。



デジタルサイネージ型標識



広告付タクシーシェルター

風雨よけ・ベンチ・LED照明を備え付け、景観にも配慮し、広告料収入により賄う「広告付タクシーシェルター」の導入を進めるとともに、バリアフリー化など、増加する高齢者や障がい者の方にもやさしいタクシー乗り場の設置・運営に努めております。



苦情及び調査業務



事実関係調査



タクシー相談担当

タクシー利用者等から寄せられる苦情・要望等については、電話及びインターネット等で受付し、受付内容は事業者及び関係団体に通知して改善を求めるなど適切、迅速な処理に努めています。

また、タクシー利用者からのタクシーに関する相談、問合せ等の支援サービスについては、適切な対応と利用者の利便向上に努めています。

研修業務

新たに運転者になろうとする者に対する新規講習の他、命令講習・自主研修・命令研修・適正化研修、特別研修（外国人旅客接客研修）を実施しています。

タクシー運転者の資質の向上ならびに交通事故防止のための交通安全意識の高揚を図ることを目的に、法令・安全・接客（バリアフリー対応自主ユニバーサルドライバークラスを含む）・地理・について研修（講習）を行っています。



新規講習

試験事務

東京特定指定地域でタクシー運転者になるには、タクシーセンターで事務を代行し実施している「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」（タクシー事業に係る法令、安全及び接客）に合格しなければなりません。

法令、安全及び接客科目の試験は、法令、安全、接客から45問出題し、合格基準は36問以上の正解（正答率80%）となっています。

表彰関係

東京特定指定地域内の優良運転者に対して表彰を行っています。対象者は、道路交通法、道路運送法等に違反がなく接客態度良好で、他の模範となる方です。

このほか、優良法人事業者および個人タクシー優良事業者団体に対する表彰も行っています。

タクシー評価制度



より良質なタクシーサービスの提供を促進するため、「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価制度」を導入しております。接客・サービスに関する情報、安全・運行管理に関する情報、事業者の経営姿勢に関する情報を収集し、評価基準を設定して数値化したものを、優良AAA・優良AA・優良A・B・Cと評価し優良AAA・優良AA・優良Aとなった事業者、過去2年間以上連続してCの評価を受けた事業者、評価対象外の事業者を公表しています。

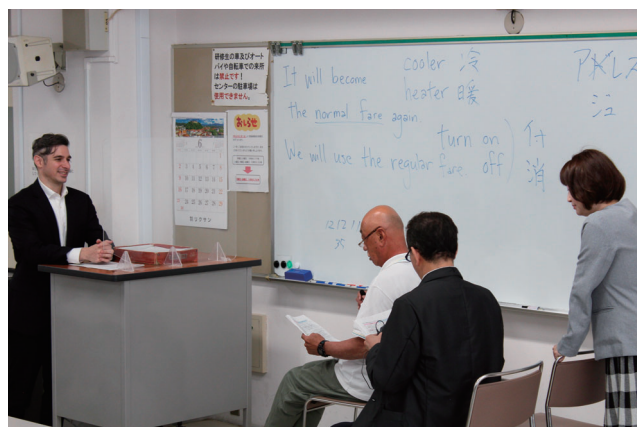
また、優良の評価を受けた事業者の車両には、利用者が識別できるようにするため、タクシー車両のフロントガラスの内側、ダッシュボード上に表示する優良AAA・優良AA・優良Aを表す表示板を交付しています。

広報活動

タクシーセンターの業務内容やタクシー営業に関する情報を、ホームページや定期刊行物で利用者、運転者、事業者等に発信しています。また、利用者のタクシーに対する評価・要望等について利用者モニター調査を実施し、調査結果を運転者の教育資料として活用しています。



ユニバーサルドライバー研修



外国人旅客接遇研修



学習教材

表 彰

東京特定指定地域内において、優良運転者表彰を受賞した運転者には、優良表示証（運転者証または事業者乗務証と優良運転者章を一つにラミネートパックしたもの）を交付しております。



優良運転者章は、一般表彰（5年表彰）、10年表彰、20年表彰、30年表彰、特別表彰（40年表彰）、それぞれの表彰区分ごとに色分けされており、10年表彰、20年表彰、30年表彰については「10」、「20」、「30」の数字が青文字で、特別表彰については「特別表彰」の文字が白抜き文字で印刷されています。

5F	会長室・役員室・会議室 総務課・経理課	3648-5131
4F	企画広報課	3648-9036
	苦情調査室	3648-2588
	指導業務グループ 業務関係 指導関係 施設関係	3648-2155
3F	第1教室 第2教室	3648-8311
2F	教務第一課・教務第二課	
	第3教室・第4教室	
1F	登録課	3648-5561



公益財団法人 東京タクシーセンター

〒136-0076 東京都江東区南砂7-3-3
 Tel : 03-3648-5131 Fax : 03-3648-5523
 URL : <https://www.tokyo-tc.or.jp/>



組織図

